

高知県介護員養成研修事業実施要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第3条第1項第1号に定める研修（以下「介護員養成研修」という。）の実施に当たって、政令、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成24年厚生労働省告示第71号。以下「告示」という。）及び介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係）（平成24年3月28日老振発0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知。以下「通知」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(研修の実施主体)

第2条 研修の実施主体は、県又は県知事が指定する事業者（以下「事業者」という。）とする。

(研修の課程)

第3条 研修の課程は、省令第22条の23に定める介護職員初任者研修課程及び生活援助従事者研修課程とする。

第2章 介護職員初任者研修

(目的)

第4条 介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにする。

(対象者)

第5条 訪問介護事業に従事しようとする者又は在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者とする。

(修業年限)

第6条 研修の修業年限は、おおむね8か月以内とする。ただし、受講者の病気等やむを得ない理由及び特別な事情による場合は、1年6か月以内とすることができる。

(方法及び内容)

第7条 研修は、講義及び演習により行うものとし、必要に応じて、施設見学等の実習を行うことも可能とする。なお、研修の内容については、別紙1に定めるもの以上でなければならない。

2 講義は通信の方法によって行うことができるものとし、研修科目ごとの通信学習の上限は別紙2のとおりとする。この場合においては、第9条第1項(2)⑧に定めるとおり、適切な措置を併せて講じなければならない。

3 研修の各科目を担当する講師の要件は、別紙3に定めるとおりとする。

(事業者の指定申請)

第8条 事業者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、初回の研修の受講者の募集を開始する2か月前までに、「介護員養成研修事業者指定申請書」（様式第1号。以下「事業者指定申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 前項の事業者指定申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者が法人である場合には、定款その他の基本約款及び登記事項証明書
- (2) 申請者が法人である場合には、資産状況（貸借対照表）
- (3) 収支予算書及び向こう2年間の財政計画
- (4) 研修担当者の人員体制（組織図）
- (5) 学則（様式第1-2号）
- (6) 研修カリキュラム（様式第1-3号又は様式第1-4号）
- (7) 講師一覧表（様式第1-5号又は様式第1-6号）
- (8) 講師履歴書及び就任承諾書（様式第1-7号）の写し
- (9) 実習施設一覧表（様式第1-8号）（実習を行う場合のみ）
- (10) 実習施設承諾書（様式第1-9号）（実習を行う場合のみ）
- (11) 通信実施方法（様式第1-10号）（通信の方法によって行う場合のみ）
- (12) 講義室及び演習室の会場見取図（配置図）
- (13) 実技評価の方法（実技評価基準）
- (14) 修了評価の方法（修了評価基準）
- (15) 研修カードの様式
- (16) 修了証明書及び修了証明書（携帯用）の様式
- (17) 情報の開示体制が確認できる書類
- (18) その他知事が事業者の指定に関し必要と認める書類

3 上記の書類の提出に当たっては、別添「高知県介護員養成研修事業の指定に係る取扱いについて」における「1 事業者の指定」に記載された要件を全て満たすこととする。

4 既に生活援助従事者研修の事業者として指定されている者については、第11条に定める変更の届出を行うことで、介護職員初任者研修の研修事業者として指定された者とみなす。

(事業者の指定要件)

第9条 事業者の指定要件は、政令第3条第2項第2号に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 事業実施に関する要件

- ① 研修事業の趣旨及び内容を十分に理解し、適正かつ円滑に実施できる体制を有していること。
- ② 研修担当の人員体制が整っている等事務的能力があること。
- ③ 事業の安定的かつ継続的運営に必要な財政基盤を有すること。
- ④ 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支状況を明らかにする書類が整備できること。

(2) 研修内容に関する要件

- ① 研修年限が第6条に定めるものに適合していること。
- ② 研修の方法及び内容が第7条に定めるものに適合していること。
- ③ 第7条第3項に定めるものに適合する講師を必要な人数確保していること。
- ④ 研修を実施するために必要な研修会場及び備品・教材等が確保できること。
- ⑤ 実習を行う場合には、適切な実習を行うための施設が確保でき、実習指導者の指導が行われること。
- ⑥ 実技評価、修了評価、不合格時の補講及び再評価を適正に実施できる体制が確保されており、各評価の信頼性を確保するための措置が講じられていること。

- ⑦別紙4に掲げる項目の情報開示が適切にでき、持続的に情報の更新が可能であること。
- ⑧講義を通信の方法によって行う研修にあっては、上記に掲げる要件のほか、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 添削指導及び面接指導による適切な指導が行われること。

イ 添削指導及び面接指導による適切な指導を行うのに適切な講師を有すること。

ウ 面接指導を行うのに適当な講義室及び演習を行うのに適当な演習室が確保されていること。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、申請者又はその役員等が次の各号のいずれかに該当するときは、次条に規定する事業者の指定を行わない。

- (1) 申請者（申請者が法人である場合はその役員等）が高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「条例」という。）第2条第3号に定める暴力団員等と認められるとき。
- (2) 申請者が条例第19条1項に違反していると認められるとき。
- (3) 申請者が条例第19条2項に違反していると認められるとき。
- (4) 申請者及び申請者の役員等が暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。

（事業者の指定）

第10条 知事は、第8条の申請が形式上の要件に適合しないときは、速やかに申請者に対し、相当の期間を定めて当該申請の補正を求めるものとする。

- 2 知事は、第8条の申請の内容が適正であるかを確認するため、必要に応じて調査を行うものとする。
- 3 知事は、第8条の申請の内容が前条の指定要件をすべて満たすと認めるときは、申請者に対してその旨を通知するものとする。
- 4 知事は、第8条の申請の内容が前条の指定要件を満たさないと認めるときは、指定を拒否し、申請者に対しその理由を通知するものとする。

（事業者指定内容の変更の届出）

第11条 事業者は、前条により指定された内容に変更があったときは、10日以内に「介護員養成研修事業に係る変更届出書」（様式第2号）を知事に提出しなければならない。なお、変更届出書には、第8条第2項に定める書類のうち、当該変更の内容に応じて必要な書類を添付しなければならない。

（廃止、休止及び再開の届出）

第12条 事業者は、研修事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、10日以内に「介護員養成研修事業廃止（休止・再開）届出書」（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

- 2 事業者が、次条による研修の指定申請を2年以上行わないときは、当該期間を経過した日以後における最初の3月31日に前項の廃止届を提出したものとみなす。

（研修の指定申請）

第13条 第10条により指定を受けた事業者が研修の指定を受けようとするときは、各研修ごとに「介護員養成研修指定申請書」（様式第4号。以下「研修指定申請書」という。）を受講者の募集を開始しようとする1か月前までに、知事に提出しなければならない。

- 2 前項の研修指定申請書には、次の書類を添付しなければならない。
 - (1) 研修日程表（様式第4-2号）
 - (2) 科目別レポート提出期限（様式第4-3号）（通信の方法によって行う場合のみ）
 - (3) 実習施設使用承諾書（様式第4-4号）（実習を行う場合のみ）
 - (4) 借り上げた講義室・演習室の使用承諾書（様式4-5号）（借り上げた場合のみ）

- (5) 実技演習で使用する備品一覧（様式第4－6号）
 - (6) 重要事項説明書
 - (7) 研修事業予算書
 - (8) その他知事が研修の指定に関し必要と認める書類
- 3 上記の書類の提出に当たっては、別添「高知県介護員養成研修事業に係る指定の取扱いについて」における「2 研修の指定」に記載された要件を全て満たすこととする。

（研修の指定要件）

第14条 研修の指定要件は、次のとおりとする。

- (1) 事業者指定の内容と同一であること。
- (2) 研修実施については、1講座当たり40人以内を受講定員とすること。
- (3) 実技演習の実施については、受講者20人につき講師1人を配置すること。
- (4) 別紙4の内容についての情報開示が行われていること。
- (5) 適正な研修を実施するために必要な予算が確保されていること。

（研修の指定）

第15条 知事は、第13条の申請が形式上の要件に適合しないときは、速やかに事業者に対し、相当の期間を定めて当該申請の補正を求めるものとする。

- 2 知事は、第13条の申請の内容が適正であるかを確認するため、必要に応じて調査を行うものとする。
- 3 知事は、第13条の申請の内容が前条の指定要件をすべて満たすと認めるときは、申請者に対してその旨を通知するものとする。
- 4 知事は、第13条の申請の内容が前条の指定要件を満たさないと認めるときは、指定を拒否し、申請者に対しその理由を通知するものとする。

（研修指定内容の変更の届出）

第16条 事業者は、前条により指定された研修事業の内容に変更があったときは、10日以内に「介護員養成研修事業に係る変更届出書」（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

（受講者の募集）

- 第17条 事業者は、第15条第3項の指定を受けた後でなければ、当該研修に係る受講者の募集を開始してはならない。
- 2 事業者は、受講の申込受付時において、申込者が受講者本人であること別紙5により確認しなければならない。

（研修実施上の留意事項）

- 第18条 事業者は、研修事業の実施に当たり、安全の確保、事故の防止等について、必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、苦情及び事故発生時の対応についてあらかじめ定めておかななければならない。
 - 3 事業者は、事業実施により知り得た受講者等の秘密の保持に留意し、個人に係る情報については、適切に管理しなければならない。
 - 4 事業者は、実習を実施する研修に当たっては、実習施設等の利用者の健康、安全及び人権に最大限の配慮を行うとともに、実習において知り得た個人の秘密の保持に十分留意するよう受講者を指導しなければならない。

（修了評価及び証明書の交付）

第19条 事業者は、研修の修了評価を厳正に行わなければならない。

2 修了評価については、次のとおりとする。

- (1) 全科目修了後、筆記試験により実施する。これに要する時間は、研修課程の時間数には含まないものとする。
- (2) 事業者は、前項の結果を研修カードに記録しなければならない。
- (3) 事業者は、所定の修了評価基準を達成できなかった受講者を対象として補講を実施するとともに、再度、修了評価を行わなければならない。

3 事業者は、研修修了者に対し、「修了証明書」（様式第5号）及び「携帯用修了証明書」（様式第5-2号）を交付しなければならない。

（事業報告）

第20条 事業者は、研修の修了後1か月以内に、「介護員養成研修事業報告書」（様式第6号）に「介護員養成研修修了者名簿」（様式第6-2号）及びその電磁的記録、研修カードの写し等、関係書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 知事は、提出のあった修了証明書の番号、修了者の氏名、生年月日、修了した研修の課程及び修了年月日を記載した名簿を作成し、管理するものとする。

（研修修了後の就業状況）

第21条 事業者は、研修の効果を確認するため、研修を修了した者の介護に関係する職への就業状況を調査・把握するよう努めなければならない。

（修了証明書の書換再交付等）

第22条 事業者は、修了証明書の交付を受けた者から修了証明書の記載事項に変更を生じたことによる書換えの申し出があったとき、又は紛失若しくは毀損による再交付の申し出があったときは、修了証明書の書換交付又は再交付を行わなければならない。

2 事業者は、自らが行った研修の修了者への証明書の書換交付又は再交付については、当該研修事業を廃止した後であっても、その責務を負うこととする。

3 事業者は、前2項の規定により書換交付又は再交付を行ったときは、10日以内に「介護員養成研修修了証明書書換・再交付報告書」（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（関係書類の管理及び保存）

第23条 事業者は、政令第3条第2項第2号イ及び省令第22条の28の規定に基づき、研修修了者について、氏名、生年月日、修了年月日及び修了証明書の番号その他必要事項を記載した修了者名簿を整備し、管理しなければならない。

2 前項に定める修了者台帳は永年保存とし、介護員養成研修事業を廃止した場合にあっては、修了者による修了証明書再発行の求めに対応できるようにしておくとともに、事業者は、修了者名簿の管理に当たって、安全かつ必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、研修事業に関する書類（指定通知書の控え、研修カード、受講者の出欠簿、実習記録等）を、研修終了後5年間保存しなければならない。

（調査及び実地指導）

第24条 知事は、事業者として指定を受けようとする者及び事業者に対して、必要があると認められるときは、事業者及び研修事業の実施状況等について、実地に調査を行うとともに、報告及びこれに係る書類の提出を求めることができる。

2 知事は、研修事業の実施等に関して適当でないと認めるときは、事業者に対して改善の指導を行うことができる。また、指導による改善が認められるまで研修事業の中止を命ずることができる。

(指定の取消し)

第25条 知事は、第10条の指定を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、政令第3条第3項の規定に基づき、その指定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に定める事業者の指定要件を満たさなくなったとき。
- (2) 第15条の指定を受けずに研修の募集及び研修を行ったとき。
- (3) 事業者の指定申請、研修の指定申請、事業報告等において虚偽の申請、報告、届出等を行ったとき。
- (4) 知事が事業者に対し、研修事業に関し必要な指示を行った場合に、その指示に従わなかったとき。
- (5) 研修事業を適正に実施する能力に欠けると認められたとき。
- (6) 研修事業の実施に関し不正な行為があったとき。
- (7) 前条に定める調査に応じないとき、又は改善指導に従わないとき。
- (8) その他研修事業者として適当でないと思われるとき。

2 前項の規定により指定を取り消したときは、当該事業者に対してその旨を通知し、その情報を公表するものとする。

(聴聞の機会)

第26条 知事は、第24条第2項による研修事業の中止を命ずる場合及び前条による指定の取消しを行う場合には、事業者に対して聴聞を行うものとする。

(知事が行う研修)

第27条 知事が政令第3条第1項第1号イに規定する研修を実施するときは、この要綱に規定する研修の内容に準じ、適正な研修を実施するものとする。

2 知事は、県が実施する研修の修了者に対し、「修了証明書」(様式第8号)及び「携帯用修了証明書」(様式第8-2号)を交付するものとする。

(修了者のみなし規定)

第28条 次に掲げる者は、この要綱に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者とみなす。

- (1) この要綱の施行の際、既に介護職員基礎研修課程、訪問介護に関する一級課程又は二級課程(以下「旧課程」という。)を修了し、その証明書の交付を受けた者
- (2) 看護師、准看護師、保健師若しくは助産師の資格を有する者(既に訪問介護業務に従事している者又は従事することが確定している者からの介護員養成研修修了証明書等交付申請所(様式第9号)の提出に基づき修了証明書及び携帯用修了証明書を交付した者をいう。)
- (3) 実務者研修課程の修了者
- (4) 家庭奉仕員講習会、家庭奉仕員採用時研修の修了者
- (5) 昭和57年以前に県内で家庭奉仕員と活動していた者

(科目及び時間の免除)

第29条 次の研修課程を修了している者は、通知において、当該研修における履修科目が介護職員初任者研修課程において履修すべき科目と一部重複すると認められるため、通知別添2のとおりに科目を読み替え、介護職員初任者研修課程の一部を免除できるものとする。

- (1) 生活援助従事者研修
- (2) 入門的研修(「介護に関する入門的研修の実施について」(平成30年3月30日社援基発第0330第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)に規定するものをいう。以下同じ。)
- (3) 認知症介護基礎研修(認知症介護実践者等養成事業の実施について)(平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知)に規定するものをいう。以下同じ。)

(4) 訪問介護に関する三級課程（「介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）」による改正前の介護保険法施行規則第22条の23に規定するものをいう。以下同じ。）

2 介護に関する実務経験者の科目の免除は、次のとおりとする。

(1) 介護保険指定施設・事業者及び障害者（児）施設・サービス事業所において過去5年間に1年以上継続的に介護業務に従事した実務経験がある者については、「こころとからだのしくみと生活支援技術」において実習を活用する場合、実習を免除することができる。

(2) 実務経験の換算方式は、研修受講前までに、介護業務に従事した期間が通算365日以上有り、かつ現に就労した日数と通算して180日以上である場合に1年以上の実務経験があるものに該当するものとする。また1日の勤務時間が短い場合であっても1日勤務したものとみなす。

3 事業者は、受講者から科目及び時間の免除の申出があったときは、免除資格等を証明する書類（修了証又は「実習免除願兼介護業務従事証明書」（様式第10号））を提出させ、確認の上、免除の取扱いをし、証明書類の写し等を「介護員養成研修事業報告書」（様式第6号）に添付して提出すること。

第3章 生活援助従事者研修

(目的)

第30条 生活援助中心型のサービスに従事する者の裾野を広げるとともに、担い手の質を確保できるようにするため、生活援助中心型のサービスに従事する者に必要な知識等を習得する。

(対象者)

第31条 生活援助中心型のサービスに従事しようとする者とする。

(修業年限)

第32条 研修の修業年限は、おおむね4か月以内とする。ただし、受講者の病気等やむを得ない理由及び特別な事情による場合は、8か月以内とすることができる。

(みなし指定)

第33条 既に介護職員初任者研修の事業者として指定されている者については、第11条に定める変更の届出を行うことで、生活援助従事者研修の研修事業者として指定された者とみなす。

(準用)

第34条 第7条から第27条の規定は、生活援助従事者研修について準用する。ただし、第8条第4項を除く。この場合において、規定中の「介護職員初任者研修」とあるのは「生活援助従事者研修」と、「第6条」とあるのは「第32条」と読み替えるものとする。

(修了者のみなし規定)

第35条 次に掲げる者は、この要綱に規定する生活援助従事者研修課程を修了した者とみなす。

(1) この要綱の施行の際、既に介護職員基礎研修課程、訪問介護に関する一級課程又は二級課程（以下「旧課程」という。）を修了し、その証明書の交付を受けた者

(2) 看護師、准看護師、保健師若しくは助産師の資格を有する者（既に訪問介護業務に従事している者又は従事することが確定している者からの介護員養成研修修了証明書等交付申請書（様式第9号）の提出に基づき修了証明書及び携帯用修了証明書を交付した者をいう。）

(3) 実務者研修課程、介護職員初任者研修の修了者

- (4) 家庭奉仕員講習会、家庭奉仕員採用時研修の修了者
- (5) 昭和57年以前に県内で家庭奉仕員と活動していた者

(科目及び時間の免除)

第36条 次の研修課程を修了している者は、通知において、当該研修における履修科目が生活援助従事者研修課程において履修すべき科目と一部重複すると認められるため、通知別添7のとおり科目を読み替え、生活援助従事者研修課程の一部を免除できるものとする。

- (1) 入門的研修（「介護に関する入門的研修の実施について」（平成30年3月30日社援基発第0330第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）に規定するものをいう。以下同じ。）
- (2) 認知症介護基礎研修（認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）に規定するものをいう。以下同じ。）
- (3) 訪問介護に関する三級課程（「介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）」による改正前の介護保険法施行規則第22条の23に規定するものをいう。以下同じ。）

2 介護に関する実務経験者の科目の免除は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険指定施設・事業者及び障害者（児）施設・サービス事業所において過去5年間に1年以上継続的に介護業務に従事した実務経験がある者については、「こころとからだのしくみと生活支援技術」において実習を活用する場合、実習を免除することができる。
- (2) 実務経験の換算方式は、研修受講前までに、介護業務に従事した期間が通算365日以上有り、かつ現に就労した日数と通算して180日以上である場合に1年以上の実務経験があるものに該当するものとする。また1日の勤務時間が短い場合であっても1日勤務したものとみなす。

3 事業者は、受講者から科目及び時間の免除の申出があったときは、免除資格等を証明する書類（修了証又は「実習免除願兼介護業務従事証明書」（様式第10号））を提出させ、確認の上、免除の取扱いをし、証明書類の写し等を「介護員養成研修事業報告書」（様式第6号）に添付して提出すること。

第4章 雑則

(その他)

第37条 この要綱に定めるもののほか、事業の取扱いに関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成31年3月22日から施行する。

- 2 「高知県介護職員初任者研修事業実施要綱」（平成25年4月1日施行。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の際、旧要綱に基づき現に実施されている研修事業については、なお従前の例によることができるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和2年4月8日から施行する。

(令和2年度の特例)

第2条 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染の対応など、特別な事情による場合は、第6条に定める1年6か月以内を、2年以内と読み替えることができるものとする。